

神戸市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業実施要綱

(目的)

この事業は、母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項又は第 2 項に定める配偶者のない者で現に児童（20 歳に満たないもの）を扶養しているもの。以下、「ひとり親家庭の親」という。）の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を、養成訓練を修了した際には高等職業訓練修了支援給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にし、もって母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

(給付金の種類)

第 2 条 給付金の種類は次のとおりとする。

(1) 高等職業訓練促進給付金（法第 31 条第 2 号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第 31 条の 10 において準用する法第 31 条第 2 号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金。以下「訓練促進給付金」という。）

(2) 高等職業訓練修了支援給付金（法第 31 条第 3 号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金。以下「修了支援給付金」という。）

(対象者)

第 3 条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業開始した日以後において、また修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下、「修業開始日」という。）及び当該養成機関においてカリキュラムを修了した日（以下、「修了日」という）において、次の要件の全てを満たす神戸市内に住所を有するひとり親家庭の親とする。

(1) 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 6 条の 7 の規定は適用しない。）

(2) 第 4 条に規定する対象資格を取得するための養成機関において 1 年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。

(3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

(4) 過去に訓練促進給付金及び修了支援給付金を受給していないこと。ただし、同一の養成機関における同一カリキュラムに関して、訓練促進給付金を受給していた者についてはこの限りでない。

(対象資格)

第 4 条 対象資格は、次の資格とする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 保育士
- (4) 介護福祉士
- (5) 作業療法士
- (6) 理学療法士

- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師
- (12) 前各号の資格のほか、これらの資格に準じ市長が必要と認める資格

(支給期間等)

第5条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間等は、次のとおりとする。

(1) 訓練促進給付金の支給期間は、第3条に規定する対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。ただし、48月の支給期間は、資格取得のために4年以上の課程の履修が必要となる者に限り認める。資格取得のために4年以上の課程の履修が必要となる者は、次のとおりとする。

ア 資格取得のために4年以上課程の履修が必須となる資格を目指す者

イ 高等学校の看護師養成課程（5年一貫）や看護専門学校の定時制課程（4年）等条件によって4年以上の課程の履修が必要と認められる者

ウ 大学の保健、医療、福祉系学部等において、助産師や保健師、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格取得を目指す者

(2) 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない期間で支給するものとする。

2 訓練促進給付金は、月単位として支給するものとし、原則として第7条第1項に定める申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日が属する月で終わる。

3 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

(支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がない者とした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ） 月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額14万円。）

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額 7 万 5 百円 (養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額 11 万 5 百円。)

2 修了支援給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度 (修了日の属する月が 4 月から 7 月までの場合にあつては、前年度) 分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 月額 5 万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額 2 万 5 千円

(訓練促進給付金の支給認定及び交付の申請)

第 7 条 申請者は、訓練促進給付金の支給認定及び初年度の交付を申請するときは、修業を開始した日以降に、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金支給認定兼交付申請書 (様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。

(1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し (当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8 月から 10 月までの間に申請する場合を除く。) 又は申請者の前年 (1 月から 7 月までの間に申請する場合には、前々年) の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) に規定する 70 歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市長の証明書 (同法に規定する控除対象扶養親族 (19 歳未満の者に限る) がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類 (「養育費及び扶養親族に関する申立書」) 及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市長の証明書を含む。)

(3) 第 6 条第 1 項に掲げる者にあつては、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書、又は源泉徴収票の写し

(4) 高等職業訓練促進給付金調書

(5) 養育費及び扶養親族に関する申立書

(6) 申請者の個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう) が確認できる書類

(7) 支給申請時に修業している養成機関発行の在籍証明書 (申請月発行のもの・原本)

(8) 養成機関の概要 (所在地・修業年限・カリキュラム等) が確認できる書類

(9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、支給認定の可否を決定し、支給認定の決定及び交付決定を行うときは、「神戸市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金支給認定兼交付決定通知書」 (様式第 2 号) により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、支給認定が不相当である旨の通知を行うときは、「神戸市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金不承認通知書」 (様式第 3 号) をもって申請者に通知するものとする。

4 第 2 項による支給認定を受けた者が、第 5 条第 2 項の支給期間中において翌年度以降も継続して訓練促進給付金の交付を申請する場合、支給認定を受けた期間内に限り、翌年度以降の交付申請書の作

成を不要とし、既に提出された申請書類（第11条による変更の内容を含む）をもって、当該年度の4月1日に申請書類が提出されたものとする。

（修業状況の確認）

第8条 訓練促進給付金の交付を受けている者（以下、「受給者」という。）は、修業した月の翌月10日までに、在学状況及び出席状況等が確認できる書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による書類を審査の上、訓練促進給付金の交付額の確定を行うものとする。

（訓練促進給付金の請求及び支給）

第9条 受給者は、訓練促進給付金の交付を受けようとするときは、神戸市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求が、修業した月の翌月10日までにあったときは、原則として当該月分の訓練促進給付金を翌月末までに交付するものとし、修業した月の翌月10日を越えて翌月末までに提出があったときは、原則として当該月分を翌々月の月末までに交付することとする。なお、やむを得ない事情を除き、翌月末までに提出がない場合は、原則として当該月分は支給しないものとする。

（訓練促進給付金の資格喪失等）

第10条 受給者は、第3条に定める支給要件に該当しなくなったときは、やむを得ない事情を除き、14日以内に「神戸市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届」（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、受給者が第3条に定める支給対象者に該当しなくなったときは、前項の届出の有無にかかわらず、支給対象者に該当しなくなった日の属する翌月以降の支給認定及び交付決定を取り消し、遅滞なくその旨を当該受給者に通知するものとする。

（訓練促進給付金の支給額の変更等）

第11条 受給者は、受給者又は当該受給者と同一の世帯に属する者にかかる市町村民税の課税状況が変わり、又はその世帯を構成する者に異動があったときは、やむを得ない事情を除き、14日以内に「神戸市高等職業訓練促進給付金変更届」により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、審査の上支給額を決定し、当該受給者に通知するものとする。

3 支給額の変更は、第1項に掲げる変更が生じた日の属する月の翌月より適用する。

（訓練促進給付金の支給停止及び期間変更）

第12条 受給者が留年又は休学したときは、その留年又は休学を開始した日の属する月の翌月（留年及び休学を開始した日が月の初日の場合は、その日の属する月）から、進級又は復学の日の属する月の前月（進級又は復学の日が月の末日である場合は、その日の属する月）までの間につき、高等職業訓練促進給付金を支給しないものとする。受給者は、留年又は休学することが判明したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項による届出があったときは、審査の上支給の停止を決定し、当該受給者に通知するものとする。

3 留年又は休学した者が進級又は復学した場合には、受給資格等の支給要件を確認の上、高等職業訓練促進給付金の支給を、最低修業年限の月から既交付月を引いた月数に限り、再開することができる。受給者は、進級又は復学することが判明したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項による届出があったときは、審査の上支給を再開することを決定し、当該受給者に通知するものとする。この場合において、留年又は休学により高等職業訓練促進給付金を支給しなかった期間は、第5条に規定する支給期間に含めないものとする。

(修了支援給付金支給の交付申請及び支給)

第13条 申請者は、修了支援給付金の交付を申請するときは、神戸市ひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金給付金申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、養成機関における課程の修了の翌日から起算して1か月以内に、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。なお、次に掲げる書類の内、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。

(1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(「養育費及び扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)(修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。)及び修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。)の状況を証明できるものに限る。)

(4) 第6条第2項に掲げる者にあつては、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書、又は源泉徴収票の写し

(5) 修業を修了した養成機関発行の修了証明書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項による申請があったときは、支給の可否を決定し、交付決定を行うときは「神戸市ひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金支給決定通知書」(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、交付が不相当である旨の通知を行うときは、「神戸市ひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金支給不承認決定通知書」(様式3号)をもって申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項による給付金の交付決定後、速やかに給付金を交付するものとする。

(返還請求)

第14条 市長は、第10条の規定により交付決定を取り消し若しくは第11条の規定により支給額を変更した場合において、既に給付金を交付しているときは、期限を定めて給付金を返還させるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱の施行に際して、必要な事項は、主管局長が定める。

神戸市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業実施要綱

(様式)

第 16 条 この要綱に

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 18 年 10 月 31 日までに第 7 条第 1 項に定める申請をした場合の支給対象月については、修業する期間の 3 分の 2 に相当する期間を経過した日の属する月（当該月が平成 18 年 4 月より前であるときは平成 18 年 4 月）まで遡るものとする。その場合においては、受給者がはじめて訓練促進給付金の支給を請求する際に、遡って適用した支給対象月の訓練促進給付金も含めて請求するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 2 月 24 日から施行し、平成 21 年 2 月 4 日から適用する。

(経過措置)

2 第 5 条第 2 項及び第 6 条の規定について、平成 20 年 3 月 31 日以前に修学を開始したものは従前のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 7 月 10 日から施行し、平成 21 年 6 月 5 日から適用する。

(経過措置)

2 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 21 年 7 月 31 日までに第 7 条第 1 項に定める申請をした場合の支給対象月については、平成 21 年 6 月まで遡るものとする。その場合においては、受給者がはじめて訓練促進給付金の支給を請求する際に、遡って適用した支給対象月の訓練促進給付金も含めて請求するものとする。

3 第 6 条の規定について、平成 20 年 3 月 31 日以前に修業を開始したものは、平成 21 年 2 月 24 日施行の附則第 2 項の経過措置の規定にかかわらず、一律月額 14 万千円とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 27 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までに修業を開始したものは、修業する全期間とする。

3 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までに修業を開始し、且つ対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4 月から 7 月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ）は、月額 14 万千円とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 5 月 24 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 父子家庭の父については、平成 25 年 4 月 1 日以降に修業を開始した者をいう。平成 25 年度における父子家庭の父に係る訓練促進給付金の支給は、平成 25 年 9 月 30 日までの間において申請があった場合は、3 の対象者に該当するに至った日の属する月以降の各月において支給できるものとする。

3 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに修業を開始した者については、就業する期間に相当する期間（その期間が 36 月を超えるときは、36 月）を超えない期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 14 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 5 条第 1 項の規定は、平成 27 年度以前に修業を開始し（平成 21 年 6 月 5 日から平成 24 年 3 月 31 日までに修業を開始した者は除く。）、平成 28 年 4 月 1 日時点で修業中の者についても適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

ただし、第 5 条第 1 項第 3 号及び第 7 条第 1 項、並びに第 8 条第 1 項の規定については、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

また、改正後の第 5 条第 1 項第 3 号の規定は、令和 2 年度以前に修業を開始し、令和 3 年 4 月 1 日時点で修業中の者についても適用する。

(経過措置)

- 2 訓練促進給付金の支給月額が 10 万円となる市町村民税が課されない者には、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成 29 年所得から令和元年所得において）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給申請に際しては、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 3 年 4 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条の規定にかかわらず、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合には、6 月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座。対象資格の例としては、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格 等）から定めることとする。

3 第 6 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、訓練促進給付金の支給額が月額 10 万円となる市町村民税が課されない者が、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合において、その期間が 12 月未満であるときの支給額は、月額 14 万円とする。

4 第 6 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、訓練促進給付金の支給額が月額 7 万 5 百円となる市町村民税が課される者が、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合において、その期間が 12 月未満であるときの支給額は、月額 11 万 5 百円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条の規定にかかわらず、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに修業を開始する場合には、6 月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座。対象資格の例としては、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格 等）から定めることとする。

3 第6条第1項第1号の規定にかかわらず、訓練促進給付金の支給額が月額10万円となる市町村民税が課されない者が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときの支給額は、月額14万円とする。

4 第6条第1項第2号の規定にかかわらず、訓練促進給付金の支給額が月額7万500円となる市町村民税が課される者が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときの支給額は、月額11万500円とする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座。対象資格の例としては、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等）から定めることとする。

3 第6条第1項第1号の規定にかかわらず、訓練促進給付金の支給額が月額10万円となる市町村民税が課されない者が、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときの支給額は、月額14万円とする。

4 第6条第1項第2号の規定にかかわらず、訓練促進給付金の支給額が月額7万500円となる市町村民税が課される者が、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときの支給額は、月額11万500円とする。

5 令和5年3月31日までに訓練促進給付金の交付決定を受けた者が令和5年度以降も継続して訓練促進給付金の交付を受けようとする場合、第8条及び第9条は適用せず、従前の第7条第3項、第4項及び第9条の例による。